

香川県立保健医療大学大学院特任教授規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川県立保健医療大学大学院学則第19条第2項の規定に基づき、特任教授に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 大学院博士課程における教育研究の充実を図り、更なる質の向上を目指すため、看護学又は臨床検査学の専門分野の学識者を特任教授として委嘱する。

(職務)

第3条 特任教授は博士課程における教育研究等の業務に従事する。

2 その他学長が必要と認める業務に従事する。

(資格)

第4条 特任教授となることができる者は、博士後期課程の研究指導教員と同等の資格があると認められる者とする。

(委嘱期間)

第5条 特任教授の委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。